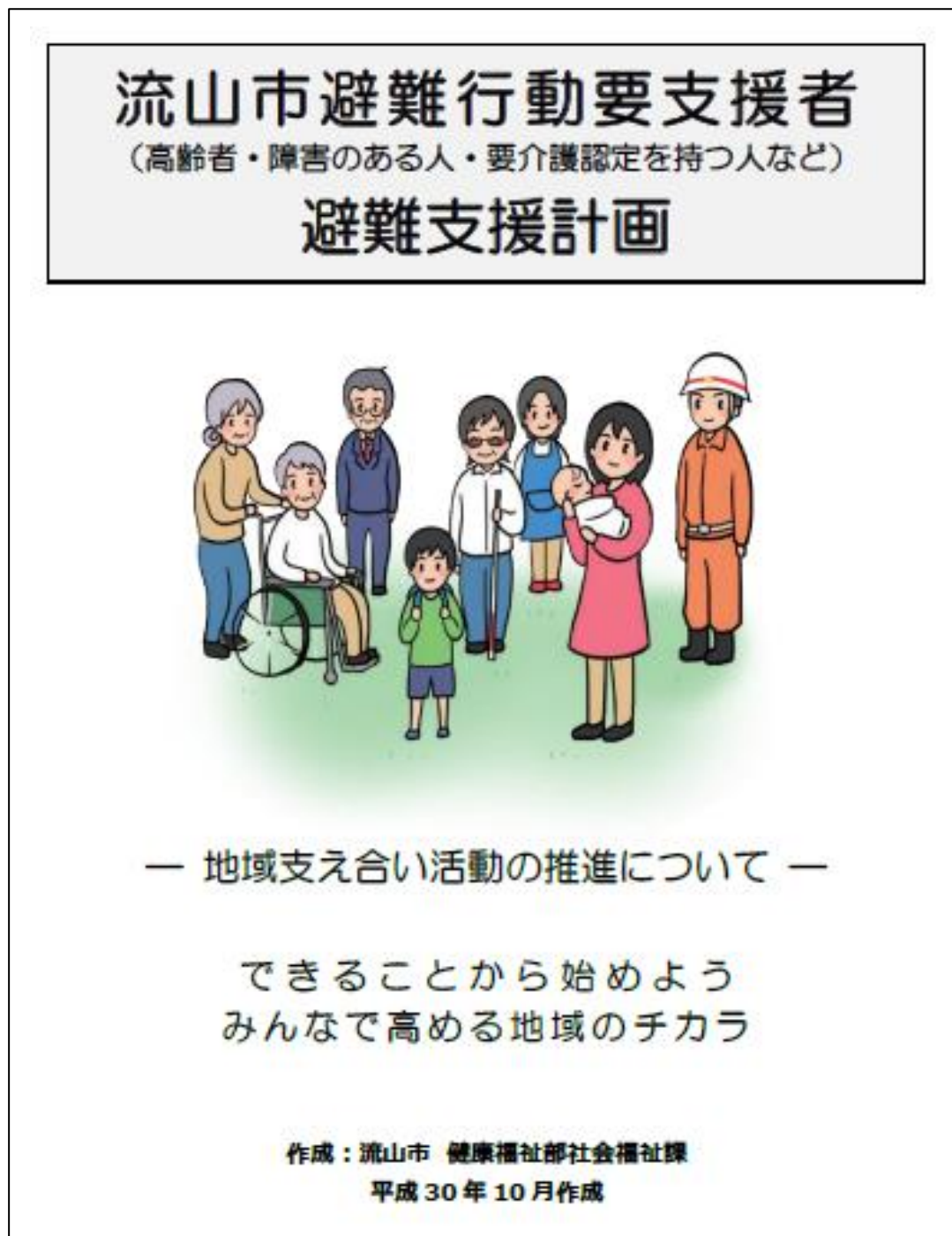


## 避難行動要支援者避難支援計画の修正箇所について（資料 1-3）

### 質疑等 1；表紙：避難行動要支援者の分かりやすい説明

- 避難行動要支援者の定義が難解のため、手に取ってもらう工夫として、表紙に説明を追加します。  
※（高齢者・障害のある人・要介護認定を持つ人など）の説明を追加



## 質疑等 3 ; 3 頁 : 自治会との協定締結・名簿提供数

○統計資料に、自治会等との協定締結に関する表を追加します。

### 統計資料

#### 地域支え合い活動

##### 地域支え合い活動の要件

①	75歳以上のみの世帯に属する方で、名簿登載に対して不同意の申出がない方	【逆手上げ方式】
②	身体障害者手帳 1・2 級、精神障害者保健福祉手帳 1 級、療育手帳A 等、要介護3以上の方で、名簿登載に同意の申出があった方	【同意方式】
③	その他支援を必要とする方で、名簿登載の申出があった方	【手上げ方式】

##### 地域支え合い活動の登録者数

本人の同意を得て平常時から名簿情報を外部の避難支援等関係者へ提供している方

要件別登録者数	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
① 75歳以上のみ世帯	7,118	7,718	8,219	8,747
② 一定以上の介護度・障害等級	680	701	750	769
③ 本人の申出による	113	126	123	126
計	7,911	8,545	9,092	9,642

※各年度4月更新時

##### 支え合い活動対象者名簿の提供

地域支え合い活動を中心的に行う自治会との協定締結及び名簿提供した件数

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
① 提供した自治会数	51	75	87	89
※提供率（自治会数比・%）	28.5%	41.9%	48.3%	49.4%
② 提供した名簿に含まれる人数	—	—	6,415	6,852
※提供率（人数比・%）	—	—	70.6%	71.1%

※各年度末（平成30年度は8月現在）

## 質疑等 5 ; 10 頁 : 地域ぐるみの連携／社会福祉協議会の役割

OP10 の本文に下線の文書を追加します。

日々の生活や業務の中での何気ない見守り（緩やかな見守り）、避難訓練や日常的な声かけ活動（地域による見守り）により、地域ぐるみの支え合い活動を進めています。また、具体的な福祉ニーズを抱える方には、関係機関を中心にサポート（専門的な見守り）します。

災害時においても、地域による避難支援・安否確認、市・警察・消防による応急対応・適切な支援を図ります。

○体系図に、以下の記載を追加して変更します。

地域による見守り → ■災害時の避難支援・安否確認

専門的な見守り → ■災害時の応急対応・適切な支援

○体系図の社会福祉協議会の役割を変更します。

地域による見守り、だけでなく、専門的な見守り、まで担うこと

### （3）地域支え合い活動の活動内容

日々の生活や業務の中での何気ない見守り（緩やかな見守り）、避難訓練や日常的な声かけ活動（地域による見守り）により、地域ぐるみの支え合い活動を進めています。また、具体的な福祉ニーズを抱える方には、関係機関を中心にサポート（専門的な見守り）します。

災害時においても、地域による避難支援・安否確認、市・警察・消防による応急対応・適切な支援を図ります。

図 10 地域支え合い活動を構成する 3 つの見守り（上）・平成 29 年度中の活動内容（下）

支え合いのかたち ～地域ぐるみで連携～		
緩やかな見守り	地域による見守り	専門的な見守り
<p>日々の生活や業務の中で</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「それとなく注意を払う」</li> <li>● 「さりげなく様子を見る」</li> <li>● 仲間と集う</li> <li>● サークルやボランティア活動</li> </ul> <p>変化に気づいた時は専門機関・緊急対応につなげる</p>	<p>見守りが必要な方に対して（支え合い活動名簿を活用）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 定期的な安否確認・声かけ</li> <li>● 防犯パトロール時の見守り</li> <li>■ 災害時の避難支援・安否確認</li> </ul>	<p>本人・家族からの相談・申請 地域からの通報・相談を受けて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 困難事例の対応（家族による虐待・認知症など）</li> <li>● 医療や介護保険サービス、福祉の制度へつなげる</li> <li>■ 災害時の応急対応・適切な支援</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 隣近所・友人</li> <li>● 敬老会・ふれあいの家</li> <li>● 地域見守りネットワーク・SOSネットワーク（民間事業者との協定）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 民生委員・児童委員</li> <li>● 地区社会福祉協議会</li> </ul> <p><b>社会福祉協議会</b></p> <p>高齢者なんでも相談室（地域包括支援センター）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市役所</li> <li>● 警察・消防（緊急時）</li> </ul>
<p>自治会・自主防災組織</p>		

## 質疑等 8 ; 11 頁 : 災害対策基本法と地域支え合い活動における用語の相違点

OP11 の記載を下記に改めます。

災害対策基本法や流山市地域防災計画における定義を優先に記載し、地域支え合い活動推進条例の定義や地域支え合い活動での呼称は、《●●●》と記載します。

↓

災害対策基本法や流山市地域防災計画における用語と、地域支え合い活動推進条例の用語では、目的・機能は同じですが、異なる名称があります。本計画では、国の定義を優先して記載します。

- 例 1 避難行動要支援者名簿 → 支え合い活動対象者名簿  
例 2 避難行動要支援者（要配慮者含む） → 支え合い活動の対象者・支援を必要とする人

### 第 2 章 避難行動要支援者名簿の作成・活用

災害発生時において、避難行動要支援者の避難誘導や安否の確認、また避難所等での生活支援を的確に行うためには、平常時から避難行動要支援者の生活状況や身体状況等の情報を把握し、関係者間で共有することが必要です。また、災害発生時には、これらの情報を迅速に活用できるよう整理しておくことが重要です。

これまで、災害時に安全な場所に避難する等の一連の行動に支援を必要とする方（①要介護認定者、②障害者、③一人暮らし高齢者等）を「災害時要援護者」と定義していましたが、災害対策基本法の改正（平成 25 年 6 月）に伴い、「要配慮者」、「避難行動要支援者」の定義に改めます。

災害対策基本法や流山市地域防災計画における用語と、地域支え合い活動推進条例の用語では、目的・機能は同じですが、異なる名称があります。本計画では、国の定義を優先して記載します。

- 避難行動要支援者名簿 → 支え合い活動対象者名簿  
○ 避難行動要支援者（要配慮者含む） → 支え合い活動の対象者・支援を必要とする人

図 11 避難行動要支援者名簿の作成・活用のながれ（内閣府モデル・流山版）



## 質疑等 9 ; 13 頁/32 頁 : 外国人へのサポート、国際交流協会と連携

○統計資料に下記の表を追加します。関連事項として妊産婦の表も追加します。

### 外国人:国籍別(各年度末現在)

国籍別の内訳	平成27年度	平成28年度	平成29年度
中国	596	718	895
韓国	294	306	343
フィリピン	321	332	331
ベトナム	106	149	192
アメリカ	62	65	66
その他	527	568	648
合計	1,906	2,138	2,475

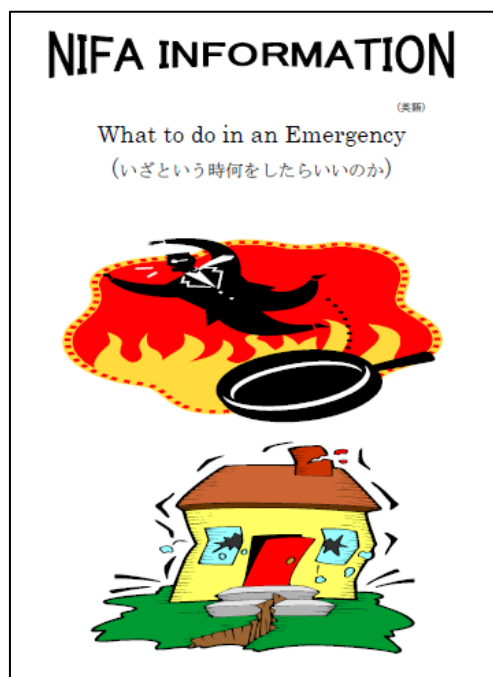
### 妊産婦に関連するデータ(各年度末現在)

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
出生数(人口動態統計)	1,783	1,864	9月上旬に公表予定
出生率(人口千対・出生数/登録人口)	10.3‰	10.4‰	9月上旬に公表予定
合計特殊出生率(人口動態統計)	1.53%	1.57%	9月上旬に公表予定

OP32 災害時に備えた活動において、以下の国際交流協会の取組みを記載します。

#### 国際交流協会

流山市に住む外国人の生活をサポートしている国際交流協会の取組みとして、市HP及び協会HPにおいて、緊急時・災害時の取組みについて多言語対応の文書を公開しています。また、国際交流協会では、相談実施時やイベント開催時において、防災に関する普及啓発の機会を積極的に設けています。



## 質疑等 10 ; 13 頁 : 指定難病患者・小児慢性特定疾病の取扱いについて

○災害対策基本法等の規定等を踏まえ、下記の記載を追加します。(1頁増加します。)

### 難病患者の個人情報の取り扱い

生命維持に必要な薬剤や人工呼吸器等の医療機器を必要とするなど、医療支援や介護支援を必要とする場合が多い在宅の重症難病患者についても、避難行動要支援者名簿の対象となります。

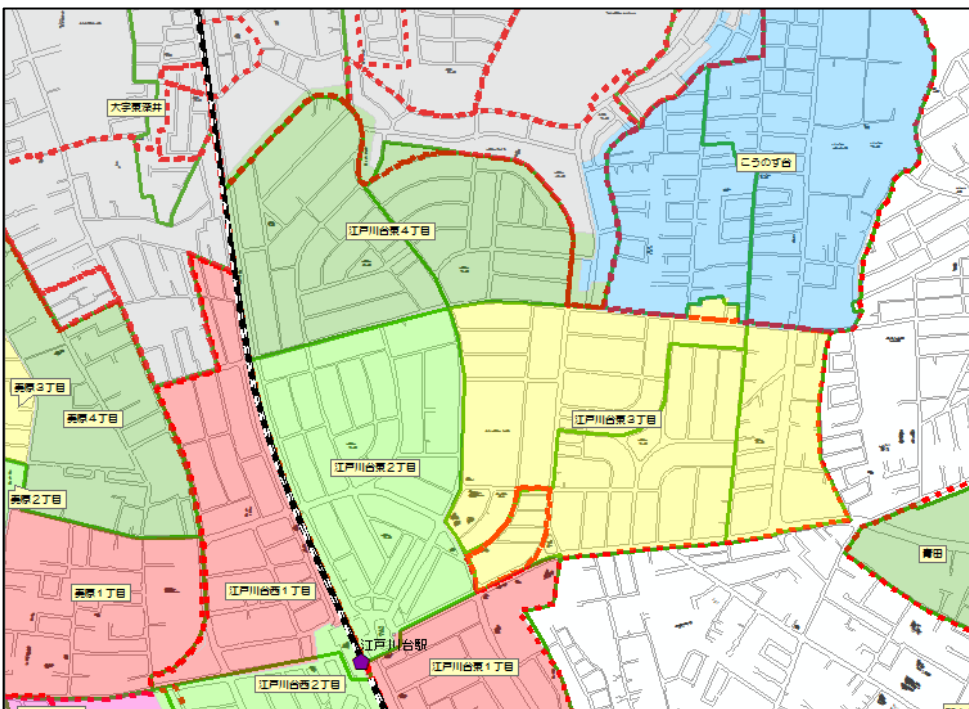
難病患者に関する情報は流山市では把握しておらず、千葉県により登録・管理されています。災害対策基本法の改正により、名簿を作成するにあたり、市長は必要な難病患者の個人情報を本人の同意なしで千葉県に求めることができるようになりました。(災害対策基本法第49条の10による)

市では、千葉県への情報提供の依頼を通じて、以下の方への同意確認を進め、同意を得られた方については要件②(一定以上の障害・介護認定をお持ちの方)として登録していきます。

- 指定難病医療費助成制度の受給者のうち重症患者認定者(人工呼吸器利用者含む)
- 小児慢性特定疾病医療費の受給者のうち重症認定者

## 質疑等 11 ; 13 頁 : GIS(地理情報システム)の活用状況

○市では自治会や民生委員・児童委員の担当区域のデータを、GIS・電子地図上で効率的に管理しています。GISを活用して電子地図上で判別することで、大幅な作業時間の短縮につながっています。



GIS(地理情報システム)で管理している自治会区域、民生委員・児童委員区域のデータ  
(点線:自治会区域・実線:民生委員・児童委員区域)

## 第2章 避難行動要支援者名簿の作成・活用

### 難病患者の個人情報取り扱い

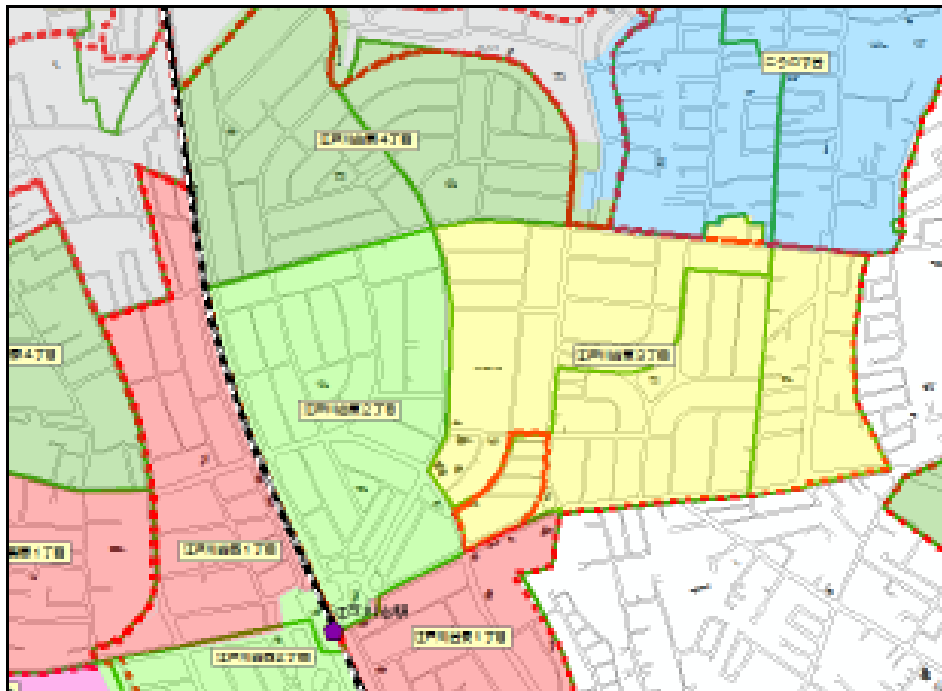
生命維持に必要な薬剤や人工呼吸器等の医療機器を必要とするなど、医療支援や介護支援を必要とする場合が多い在宅の重症難病患者についても、避難行動要支援者名簿の対象となります。

難病患者に関する情報は流山市では把握しておらず、千葉県により登録・管理されています。災害対策基本法の改正により、名簿を作成するにあたり、市長は必要な難病患者の個人情報を本人の同意なしで千葉県に求めることができるようになりました。（災害対策基本法第49条の10による）

市では、千葉県への情報提供の依頼を通じて、以下の方への同意確認を進め、同意を得られた方については要件②（一定以上の障害・介護認定をお持ちの方）として登録していきます。

- 指定難病医療費助成制度の受給者のうち重症患者認定者（人工呼吸器利用者含む）
- 小児慢性特定疾病医療費の受給者のうち重症認定者

図13 GIS（地理情報システム）で管理している自治会区域、民生委員・児童委員区域のデータ（点線：自治会区域・実線：民生委員・児童委員区域）



## 質疑等 16 ; 26 頁 : 災害発生時の市の組織について

○市の災害対策本部は、トップとなる本部長を市長が務め、その指揮下において機能・職務ごとに、本部事務局及び6つの部（総務・救援・建設・教育・水道・消防）の体制で構成されています。

※組織の概要図は下記のとおりです。本文中への追加については、今後検討します。

### 災害対策本部の役割

役割分担	機能・権限
本部長	市長
副本部長	副市長
本部事務局（指揮監）	災害情報の一元管理及び共有、避難勧告等の伝達、外部への応援要請など
総務部	災害時の記録・広報活動、災害情報の収集、応急財政措置など
救援部	避難所・福祉避難所の開設、被災者の医療及び助産、生活必需品の確保、災害時の防疫及び消毒、災害廃棄物の保管及び処理など
建設部	道路・橋梁などの応急修理及び復旧、交通規制、交通安全対策など
教育部	災害時の応急教育、園児・児童及び生徒の心のケアなど
水道部	水道施設の応急工事、飲料水の確保及び給水など
消防部	消防災害の情報収集及び伝達、広域応援体制、消防災害の防御活動など



## 質疑等 18 ; 30 頁 : 社会福祉協議会の役割について

---

○社会福祉協議会は、平常時からの名簿提供先の一つであり、具体的なニーズを有する方には、生活困窮者、心配事相談、成年後見制度の相談などの支援を行っています。

○本文中の記載を、活動内容を踏まえて上記のとおり修正します。

○「見出し・流山市社会福祉協議会・災害ボランティアセンター」は、災害ボランティアセンターが社会福祉協議会によって設置されることから、並列ではなく、括弧書きでの表記に修正します。

○「機関の体制強化を図るとともに」は、「災害時に備え」という具体的な記載に改めます。

### 流山市社会福祉協議会（災害ボランティアセンター）

---

流山市社会福祉協議会は地域福祉の推進役として、自治会、民生委員・児童委員と連携して、地域の福祉活動を進めています。社会福祉協議会は、平常時からの名簿提供先の一つであり、具体的なニーズを有する方には、生活困窮者、心配事相談、成年後見制度の相談などの支援を行っていることから、今後も、市は連携して支え合い活動を進めていきます。

また、災害発生時には、流山市社会福祉協議会が主体となり、災害ボランティアセンターを開設します。災害発生時には、全国から多くのボランティアが支援に駆けつけることが予想されるため、ボランティア活動が円滑に行われるようにコーディネート（適正な配置）をする機関として、効率的に機能できるよう普段からの訓練やボランティアの養成講座を実施しています。災害時に備え、市、社会福祉協議会が互いに連携し、避難行動要支援者に対して円滑なボランティア活動が行われるよう取組みます。

## 質疑等 19 ; 31 頁 : 障害福祉サービスに関わる相談支援専門員との連携

○相談支援専門員は、介護保険制度のケアマネジャーと同様に、障害福祉サービスを利用する方の生活支援に重要な役割を担っているため、下記の記載を追加します。

### 介護支援専門員（ケアマネジャー）・相談支援専門員

#### 介護支援専門員（ケアマネジャー）

要支援・要介護認定者などに対して、アセスメントに基づいたケアプランを作成し、介護全般に関する相談援助、関係機関との連絡調整を行っています。通所サービスを利用したり、在宅で医療・看護・介護サービスを受けながら生活する要配慮者にとって大きな役割を担っています。

#### 相談支援専門員

障害のある人が障害福祉サービス等を利用するにあたり、サービス等利用計画についての相談及び作成などの支援を行います。障害者（児）の抱える課題の解決や適切なサービスに向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援しています。

平常時においても医療や福祉ニーズが高い要配慮者、要支援者においては、災害時の停電や在宅での生活が困難な状況に陥った場合に、より迅速かつ的確な支援が必要です。また、緊急時の対応について、事前に把握しておくことが重要です。そのため平常時から、介護支援専門員（ケアマネジャー）・相談支援専門員は地域の防災情報、避難所生活での配慮事項、電源を必要とする利用者の停電時の対応等について検討を行い、市は高齢者なんでも相談室（地域包括支援センター）とともに必要な範囲で地域支え合い活動と連携させていきます。

避難施設での避難生活においても、特に配慮を必要とする方や状態が悪化した方について、担当する介護支援専門員（ケアマネジャー）・相談支援専門員からの要請・相談を受け、福祉避難所への誘導や緊急入所につなげることが考えられます。そのため、市は普段のケアプラン・サービス利用計画の作成時から災害時の支援方法（①避難場所・②地域の支援者・③緊急時の連絡先など）についても作成するよう働きかけていきます。

また、サービスを利用することで、地域の関係者（自治会長や民生委員・児童委員）との関係性が途切れてしまうこともあるため、地域との連携・情報共有を促していきます。

○地域包括ケアシステムについても、災害時にも機能するよう記載を追加します。

災害時にも機能する地域包括ケアシステムを ～災害に強い地域のチカラ～

地域のチカラ（ソーシャルキャピタル）は、直接的に自ら SOS を発信できない人を発見したり、必要な情報を伝達したりする手段として期待できるだけでなく、地域ぐるみの防災や迅速な避難の普及や意識の醸成を図るなど、災害時の自助・共助を進めるために必要不可欠です。

災害に強い地域のチカラを高めるには、普段から要配慮者・避難行動要支援者と接する機会を持つ地域の福祉関係者、NPO、ボランティアとの連携・協働が重要です。

高齢化が進展し続ける現在、介護保険制度を中心に、地域包括ケアシステムの着実な構築が求められています。地域包括ケアシステムの構築においても、可能な限り住み慣れた地域で生活できるよう、市民・自治会・事業者・関係機関・行政等の連携・協働による地域ぐるみでの支え合い体制づくりが重要とされています。

災害に備えた地域のチカラは、地域包括ケアシステムが目指す地域の担い手の連携・協働の延長線上にあります。そのため、地域包括ケアシステムを平常時の取組みだけでなく、災害時までを見据えたシステムとしていくことが求められています。

**平常時にできないことは  
災害時でもできない！**

地域や隣近所の関係性が無いと、  
災害時の支え合いは機能しません  
地域包括ケアシステムの構築は、  
災害時の支え合いにつながります



## 質疑等 20 ; 32 頁 : 連携している民間企業等について

○見守りネットワークおよびSOSネットワークの機能を記載し、構成する民間企業等を掲載します。

地域支え合い活動の実施にあたり、地域で活動する民間企業等との連携が重要になっています。流山市では、見守りネットワークやSOSネットワークとして、在宅時の急病・ケガの早期発見に関する異変発見や認知症による徘徊高齢者の搜索協力など、日頃から連携を深めています。

災害発生時における民間企業等との連携については、ネットワーク機能だけでなく、情報収集や被災者等の搬送に関して、運送会社やタクシー協会等の民間企業とも協定を締結していきます。

### 流山市地域見守りネットワーク

地域で生活する高齢者等が孤立することを防止し、安心して生活できる環境を維持することを目的としています。地域で活動する民間企業等の協力により、さりげない見守り・異変の報告など、支え合いの関係を築いています。

### 流山市地域見守りネットワーク協力事業者

流山市水道局(経營業務課)	江戸川清掃(株)	介護老人保健施設 ハートケア 流山
郵便事業(株)流山支店	ニチイケアセンター流山北	指定居宅介護支援事業所
東京電力(株)東葛支社	あけぼの介護センター流山	こまぎ安心館
京和ガス(株)	指定居宅介護支援事業所 あざみ苑	特定非営利活動法人C&Cクラブ
生活協同組合コープみらい	指定居宅介護支援事業所	ヘルパーステーションきずな
(株)セブン-イレブン・ジャパン	ナーシングプラザ流山	(有)太陽 グループホームおひさま流山
(有)田村商店	特定非営利活動法人 まごころネットワーク	流山地域福祉事業所 梅の木
(株)山崎産業	流山中央病院居宅介護支援事業所	デイサービスののした
(有)百合屋プロパン	マザアス南柏居宅介護支援事業所	(株)ケアアクシス
(有)流山LPGユニオン	居宅介護支援事業所初石のおうち	みのりの里デイサービス
(有)青木新聞店	有限会社エール	(株)山内(南流山デイサービス)
(有)森新聞店	指定居宅介護支援事業所 はまなす苑	デイサービスセンター
(有)新真堂新聞舗	(株)レオパレス あずみ苑駒木台	悠遊らいふ流山
ASA流山おおたかの森	アミカの郷流山	北部地域包括支援センター
毎日新聞 江戸川台販売所	(株)さち介護 ケアプラン幸	中部地域包括支援センター
(有)佐藤新聞店		南部地域包括支援センター
(有)シンサコニュースサービス		東部地域包括支援センター
(株)アーツASA江戸川台		流山警察署
明治おいしい牛乳センター流山		流山市医師会
明治牛乳 松縄牛乳店		流山市歯科医師会
(有)三徳牛乳店		流山市薬剤師会
		流山市消防本部
		流山市社会福祉協議会

### 流山市SOSネットワーク

認知症等による徘徊での事故を防ぐために、地域で活動する団体・民間企業等と協力・連携して、徘徊高齢者の早期発見と保護に努めています。(※ 家族等が警察への搜索願を提出することで、連絡網を活用して本人等の情報を発信します。)

#### 協力団体

各団体の活動において、認知症による徘徊高齢者の通報及び早期発見に協力してもらう事業者

消防本部・保健所・防犯協会
ケアセンター・保健センター
小中学校、高校、養護学校
病院、老人ホーム、老人クラブ
郵便局、銀行、農協、信用金庫
スーパー、コンビニ
タクシー、給油所、工場など

#### 連絡網の活用

認知症による徘徊高齢者の家族等からの依頼を受けて、対象者の個人情報を知り知らせる事業者

流山市消防本部(各消防署)、市出張所
老人福祉センター、福祉会館
身障センター
保育所・学童保育所
児童センター
地域包括支援センターなど

## 第2章 避難行動要支援者名簿の作成・活用

### 高齢者なんでも相談室（地域包括支援センター）／民生委員・児童委員

要配慮者に該当する方については、平常時から福祉ニーズを抱える人が多くなっています。普段からこうした方と接したり、見守りを実施している高齢者なんでも相談室や民生委員・児童委員との連携が重要です。特に、在宅医療や特別な医療行為を必要とする方などについて共有を図り、災害時の支援方法を検討していきます。

また、災害時には状況に応じて安否確認の役割を果たし、関係機関との連携しとなることから、災害発生時の連絡体制や連携体制についても検討していきます。

### 介護支援専門員（ケアマネジャー）・相談支援専門員

#### 介護支援専門員（ケアマネジャー）

要支援・要介護認定者などに対して、アセスメントに基づいたケアプランを作成し、介護全般に関する相談援助、関係機関との連絡調整を行っています。通所サービスを利用したり、在宅で医療・看護・介護サービスを受けながら生活する要配慮者にとって大きな役割を担っています。

#### 相談支援専門員

障害のある人が障害福祉サービス等を利用するにあたり、サービス等利用計画についての相談及び作成などの支援を行います。障害者（児）の抱える課題の解決や適切なサービスに向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援しています。

平常時においても医療や福祉ニーズが高い要配慮者、要支援者においては、災害時の停電や在宅での生活が困難な状況に陥った場合に、より迅速かつ的確な支援が必要です。また、緊急時の対応について、事前に把握しておくことが重要です。そのため平常時から、介護支援専門員（ケアマネジャー）・相談支援専門員は地域の防災情報、避難所生活での配慮事項、電源を必要とする利用者の停電時の対応等について検討を行い、市は高齢者なんでも相談室（地域包括支援センター）とともに必要な範囲で地域支え合い活動と連携させていきます。

避難施設での避難生活においても、特に配慮を必要とする方や状態が悪化した方について、担当する介護支援専門員（ケアマネジャー）・相談支援専門員からの要請・相談を受け、福祉避難所への誘導や緊急入所につなげることが考えられます。そのため、市は普段のケアプラン・サービス利用計画の作成時から災害時の支援方法（①避難場所・②地域の支援者・③緊急時の連絡先など）についても作成するよう働きかけていきます。

また、サービスを利用することで、地域の関係者（自治会長や民生委員・児童委員）との関係性が途切れてしまうこともあるため、地域との連携・情報共有を促していきます。

## 第2章 避難行動要支援者名簿の作成・活用

### 当事者団体

要配慮者やその家族における、自助意識の向上や地域支え合い活動の理解には、当事者団体の中での普及啓発も重要です。また、当事者団体における助け合い・支え合いも大きな役割を果たすことが想定されます。そのため、市は普段から当事者団体と連携して、地域支え合い活動を推進していきます。

災害が発生し、又は発生するおそれが生じた場合には、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するため、名簿情報の事前提供への不同意者についても当事者団体等の民間団体へ提供することができます。災害時の人的確保が難しい状況では、当事者団体の人員・ネットワークは早期の安否確認、避難支援において大きな役割を果たすことが考えられるため、平常時から情報共有を図っていきます。

### 災害時にも機能する地域包括ケアシステムを ～災害に強い地域のチカラ～

地域のチカラ（ソーシャルキャピタル）は、直接的に自らSOSを発信できない人を発見したり、必要な情報を伝達したりする手段として期待できるだけでなく、地域ぐるみの防災や迅速な避難の普及や意識の醸成を図るなど、災害時の自助・共助を進めるために必要不可欠です。

災害に強い地域のチカラを高めるには、普段から要配慮者・避難行動要支援者と接する機会を持つ地域の福祉関係者、NPO、ボランティアとの連携・協働が重要です。

高齢化が進展し続ける現在、介護保険制度を中心に、地域包括ケアシステムの着実な構築が求められています。地域包括ケアシステムの構築においても、可能な限り住み慣れた地域で生活できるよう、市民・自治会・事業者・関係機関・行政等の連携・協働による地域ぐるみでの支え合い体制づくりが重要とされています。

災害に備えた地域のチカラは、地域包括ケアシステムが目指す地域の担い手の連携・協働の延長線上にあります。そのため、地域包括ケアシステムを平常時の取組みだけでなく、災害時までを見据えたシステムとしていくことが求められています。

**平常時にできないことは  
災害時でもできない！**

地域や隣近所の関係性が無いと、  
災害時の支え合いは機能しません  
地域包括ケアシステムの構築は、  
災害時の支え合いにつながります



図 21 地域包括ケアシステムの一環として行われた HUG（避難所運営ゲーム）



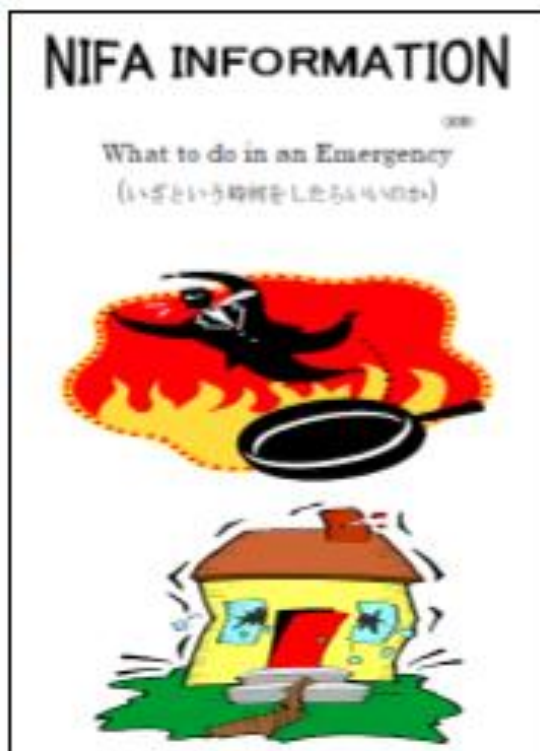
高齢者なんでも相談室（地域包括支援センター）、自治会関係者、民生委員・児童委員、ケアマネジャーが参加して行われました。

## 第2章 避難行動要支援者名簿の作成・活用

### 国際交流協会

流山市に住む外国人の生活をサポートしている国際交流協会の取組みとして、市HP及び協会HPにおいて、緊急時・災害時の取組みについて多言語対応の文書を公開しています。また、国際交流協会では、相談実施時やイベント開催時において、防災に関する普及啓発の機会を積極的に設けています。

災害発生時の直接的な被害、避難所生活における震災関連死を防ぐためには、地域ぐるみで防災や迅速な避難の普及や意識の醸成を図ることが重要です。また、普段からの地域の手カラ（地域の関係づくり）を高めることにより、直接的に自らSOSを発信できない人を発見したり、必要な情報を伝達したりする手段としても機能します。



### 福祉施設等（福祉避難所）

一般施設での避難生活が難しい要配慮者は、福祉避難所に誘導することになります。流山市では、特別養護老人ホーム等の社会福祉施設と事前に協定を結び、福祉避難所として活用することになっています。そのため、より多くの福祉施設と連携・協定により福祉避難所を確保し、通信連絡手段の確保や車いす・寝床等の必要な防災用品の備蓄についても連携を図っていきます。

また、災害発生前から利用している入所者を含めて、災害時における入所者の安全性確保のためには、各施設での平常時からの取組みが必要なことから、BCP（業務継続計画）や福祉避難所運営マニュアルの作成等についても連携して行います。

## 第2章 避難行動要支援者名簿の作成・活用

### 民間企業等

地域支え合い活動の実施にあたり、地域で活動する民間企業等との連携が重要になっています。流山市では、見守りネットワークやSOSネットワークとして、在宅時の急病・ケガの早期発見に関する異変発見や認知症による徘徊高齢者の捜索協力など、日頃から連携を深めています。

災害発生時における民間企業等との連携については、ネットワーク機能だけでなく、情報収集や被災者等の搬送に関して、運送会社やタクシー協会等の民間企業とも協定を締結していきます。

### 流山市地域見守りネットワーク

地域で生活する高齢者等が孤立することを防止し、安心して生活できる環境を維持することを目的としています。地域で活動する民間企業等の協力により、さりげない見守り・異変の報告など、支え合いの関係を築いています。

### 流山市地域見守りネットワーク協力事業者

流山市水道局(経営者協議)	江戸川清掃(株)	介護老人保健施設 ハートケア流山
郵便事業(株)流山支店	ニッセイケアセンター流山北	指定居宅介護支援事業所
東京電力(株)東流支社	あけぼの介護センター流山	こまが安心館
京和ガス(株)	指定居宅介護支援事業所 あざみ苑	指定居宅介護支援事業所 人と人のクラブ
生活協同組合コープみらい	指定居宅介護支援事業所	ヘルパーステーションあざみ
(株)セブーンイレブンジャパン	ナーシングプラザ流山	(有)本郷 グループホームおひさま流山
(有)日村商店	指定居宅介護支援事業所 まごころネットワーク	流山地域福祉事業所 枝の木
(株)山崎産業	流山中急病対応居宅介護支援事業所	デイサービスののした
(有)同春園プロパン	アザラス南前居宅介護支援事業所	(株)ケアアクセス
(有)流山IPUユニオン	居宅介護支援事業所知床のなつら	みのりの居宅サービス
(有)東本新聞店	東国会社エール	(株)山崎(南流山デイサービス)
(有)西新新聞店	指定居宅介護支援事業所 はまなす苑	デイサービスセンター
(有)新真堂新聞社	(株)レオパリス あざみ南苑本店	敬園いっしょ流山
ASA流山おおたかの森	アミカの館流山	北総地域包括支援センター
毎日新聞 江戸川支店事務所	(株)まも介護 ケアプラン館	中総地域包括支援センター
(有)佐藤新聞店		南総地域包括支援センター
(有)シンサコニュースサービス		東総地域包括支援センター
(株)アークASA江戸川台		流山警察署
明治おいしい牛乳センター流山		流山市医師会
明治牛乳 北埼玉乳店		流山市歯科医師会
(有)三郷牛乳店		流山市薬剤師会
		流山市消防本部
		流山市社会福祉協議会

### 流山市SOSネットワーク

認知症等による徘徊での事故を防ぐために、地域で活動する団体・民間企業等と協力・連携して、徘徊高齢者の早期発見と保護に努めています。(※ 家族等が警察への捜索願を提出することで、連絡網を活用して本人等の情報を発信します。)

#### 協力団体

各団体の活動において、認知症による徘徊高齢者の通報及び早期発見に協力してもらう事業者

消防本部・保健所・防犯協会
ケアセンター・保健センター
小中学校、高校、養護学校
病院、老人ホーム、老人クラブ
郵便局、銀行、農協、信用金庫
スーパー、コンビニ
タクシー、給油所、工場など

#### 連絡網の活用

認知症による徘徊高齢者の家族等からの依頼を受けて、対象者の個人情報を知覚する事業者

流山市消防本部(各消防署)、市出張所
老人福祉センター、福祉会館
保健センター
保育所・学童保育所
児童センター
地域包括支援センターなど